仕　様　別　紙

件　　名	日野市立新町交流センター受変電設備修繕

概要

１．修繕場所
日野市立新町交流センター（日野市新町1-13）

２．修繕期間
契約締結日の翌日から令和9年3月26日までとする。

３．修繕概要
新町交流センターの自家用電気工作物のSCコンデンサ、SRリアクトル等の交換修繕等を行うもの。

４．修繕内容
（１）SCコンデンサの撤去・更新（20Kvar）
（２）SRリアクトルの撤去・更新（2.99Kvar）
（３）LBS高圧負荷開閉器の撤去・更新（7.2KV、２００A）
（４）VCB高圧真空遮断器の撤去・更新（7200V、６００A）
（５）OCR過電流継電器の撤去・更新
（６）耐圧試験及びリレー試験
（７）換気設備設置工（有圧換気扇、FD付ウェザーカバーの設置）
なお、発生材運搬・処分・検査費用、その他諸経費一式を含むものとする。

５．作業条件
（１）作業は、市担当者と調整した上、指定する日時(土日祝日含)に行うこと。
（２）修繕に必要な材料等については、事前に手配すること。

６．提出書類
（１）修繕着手届（工程表含む） 1部
（２）使用機材等承認願　 1部
（３）修繕工程写真　1部
（４）試験結果報告書　　1部
（５）産業廃棄物管理票の写し（必要な場合）　　１部
（６）修繕完了届　1部
（７）その他市が指示するもの

７．支払方法
完了後一括払いとする。
受注者は、完了検査に合格した後、速やかに請求書を提出すること。
市は、請求を審査し、適正と認めたときに、受注者に支払うものとする。

８．その他
（１）契約後、速やかに現場を十分調査し、市担当者及び電気主任技術者と作業工程・作業内容・作業日時等について詳細な打ち合わせを行うこと。
（２）当該施設は休館日がないため、施設の利用に影響を及ぼすような作業は、市担当者と日程等打ち合わせの上行うこと。
（３）使用する機材は、図面、カタログ等を添付し、事前に市の承認を受けること。
（４）各修繕工程写真を整理し、修繕完了届と共に提出する。なお、写真の撮影位置がわかるよう位置記載をした図面を添付すること。
（５）作業及び車両の出入り等にあたっては、利用者及び通行人等への安全対策を十分に行い、事故のないよう施工すること。
（６）受注者は業務実施にあたり周囲に危険、迷惑等がかからないよう十分な配慮を行い、安全確保に努めること。
（７）当施設内の工作物等を汚損又は破損させた場合は、受注者の負担において速やかに原形復旧すること。

受付番号
3512

仕　様　別　紙

件　　名	日野市立新町交流センター受変電設備修繕

概要

（８）契約後、明らかになったやむを得ない事情により条件が異なった場合には、市担当者と協議すること。
（９）本業務で発生する発生材等については、関係法規を遵守し、受注者の責任において適切に処分すること。
（１０）仕様上に記載なくとも当然必要と認められるもの、機能上必要とされるものについては、受注金額内において施工すること。また、仕様書等において判明し難い箇所、施工時に生じた疑義は、必ず市担当者と協議すること。
（１１）作業の実施に際し、必要な機器・消耗品は受注者負担とする。また、やむを得ず既存の配管や設備等を移動・撤去する場合は市担当者及び施設管理者と協議の上受注者負担にて行い、作業後は速やかに原形復旧するものとする。
（１２）地面を掘削する場合は、適切に埋め戻しを行い、舗装等は現状復旧すること。
（１３）既存部分の撤去については、騒音・ほこり等の発生を極力防止すると共に、飛散のおそれのある箇所については、十分な養生を行うこと。
（１４）既存壁との取り合い部分については丁寧に施工し、違和感のない仕上げとすること。
（１５）産業廃棄物は適切に処分を行い、必要に応じてマニフェストの写しを提出すること。
（１６）特記なき仕様は「東京都建築工事標準仕様書」「東京都電気設備工事標準仕様書」「東京都機械設備工事標準仕様書」の最新版によること。
（１７）法令に基づく届出は、受注者の責任において適正に行うこと。
（１８）本契約の実施において、本仕様書に定められていない事項については、協議のうえ決定するものとする。

９．付記事項
（１）情報セキュリティポリシーの遵守
１）本業務を履行するにあたって、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」を厳正に遵守すること。
２）日野市の情報資産の保護が適正に行われていることを確認するため、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」に述べる書類（様式１～様式６）を業務内容に応じて提出すること。なお、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」については日野市ホームページの入札情報から入手できる。
３）本業務を履行するにあたって、重要情報（機密性２以上の情報）を取り扱う場合には、盗難・改ざん・紛失・破損等を防止するための適切な処置を講じること。また、情報漏えい等が発生した場合の報告体制も整備すること。
４）本業務を履行するにあたって、秘密保持に関する条項を遵守すること。なお、当該条項については、日野市ホームページで確認すること。
（２）環境負荷低減の取組について
１）日野市では、「SDGs未来都市」として、資源の有効活用と廃棄物の削減による循環型社会の実現を目指し、環境マネジメントシステム「ひのエコ（事務事業のあらゆる領域における環境負荷の低減）」を推進している。
一方で、持続可能なまちを実現するためには、行政だけでなく、事業者や地域とのパートナーシップによる目標と価値観の共有が不可欠である。
このことを踏まえ、本業務の実施に当たっては、次に掲げる日野市の方針等（日野市ホームページにて閲覧可能）に記載している内容を遵守すること。
①環境基本計画　②環境配慮指針　③環境方針　④環境管理上の要望について
⑤地球温暖化対策実行計画　⑥気候非常事態宣言　⑦日野市プラスチック・スマート宣言
２）洗剤の使用については、天然素材を利用した洗剤など、環境にやさしいものを使用すること。
ただし、業務履行上その目的を達成することが困難な場合に限り、必要最小限での合成洗剤使用を可能とする。
（３）障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の義務
本業務の履行にあたって、「日野市障害者差別解消推進条例（令和元年条例第４２号）」に基づき、次の事項に留意すること。
１）障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業者は合理的配慮の提供をするこ

仕　様　別　紙

件　　名	日野市立新町交流センター受変電設備修繕

概要

と。また、従業者に対し、障害及び障害者に対する理解を深める取組を行うよう努めること。
このほか、障害者に対してはその障害種別に応じて、適切な対応を行うこと。

２）差別等事案を解決するための手続きの過程で、同条例第１３条の規定に基づき、当該事業者が正当な理由なく同条例第１２条の規定による「勧告」に従わないときは、日野市はその勧告の内容を公表することができる。
なお、「日野市障害者差別解消推進条例」は日野市ホームページにて確認することができる。

（４）内部通報制度

１）日野市では、組織全体のコンプライアンスを推進するため、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例（令和３年６月１日施行）」を制定し、内部通報制度を導入している。
本業務の履行に当たり、日野市の事務事業に関係する法令違反、不当な行為等を発見したときは、日野市が設置する行政監察員に対し、その旨を相談又は通報するよう努めるとともに、通報対象となる事実について、行政監察員が調査を行う際は、当該調査に協力しなければならない。

２）内部通報をしたこと、又は行政監察員が行う調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを受けたと思われたときは、行政監察員に対し、その旨を相談又は申し出ることができる。
なお、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例」その他内部通報に関する通報先、通報方法等の詳細は、日野市ホームページにて確認することができる。

（５）環境により負荷の小さい自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成１２年東京都条例第２１５号）他、各県条例の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

・ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成４年法律第７０号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

受付番号
3512